

先端設備等導入計画のご案内 ～中小企業の設備投資を支援します～

千葉市では、中小企業等経営強化法に基づき、『先端設備導入計画』の認定申請を受け付けております。



・『先端設備等導入計画』とは？

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画です。
『先端設備導入計画』を策定し、本市の認定を受けることができます。

認定を受けると、次の支援措置を受けることができます！

令和7年4月1日から
新制度になりました！

① 『先端設備等導入計画』に基づき、設備を新規取得した場合、新規取得設備に対する固定資産税に係る課税標準額を

1.5%以上の賃上げ表明を行った場合：3年間、1/2に軽減！

3%以上の賃上げ表明を行った場合：5年間、1/4に軽減！

② 信用保証協会による信用保証のうち、**普通保険等通常枠とは別枠での追加保証等**が受けられます！（※別途、保証協会での審査があります）

申請から認定までの流れ



※固定資産税の特例を受ける場合は裏面へ

主要要件

計画期間	3年間、4年間 又は5年間
労働生産性	計画期間において 基準年度比で 労働生産性が 年平均で3%以上 向上すること。
先端設備の種類	労働生産性の向上に 必要な生産、販売活動等 の用に直接供される設備 ①機械装置 ②測定工具及び検査工具 ③器具備品 ④建物付属設備 ⑤ソフトウェア ※⑤は固定資産税特例の対象外

固定資産税の特例

先端設備導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、
以下の一定の要件を満たした場合、
地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社等を除く)
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた 投資利益率5%以上 の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物付属設備(※1)(60万円以上) ※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他の要件	・生産、販売活動の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 5年間、課税標準を1/4に軽減
特例措置の対象	令和9年3月31日までに取得した設備

詳細&申請書のダウンロードは、千葉市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/seisanseitokusohou.html>



【お問い合わせ】

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 高層棟7階
TEL: 043-245-5284 (平日9~17時)
MAIL: sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

千葉市 先端設備等導入計画

